

東町防災訓練での全戸安否確認訓練の実施について

令和元年9月1日

1 安否確認訓練を実施することの必要性

災害対策基本法第42条の規定に基づき作成された豊中市地域防災計画（平成30年度改正）では、『災害時に適切に行動できるよう、より多くの避難行動要支援者の参加のもと、実践的な安否確認訓練や避難誘導訓練などを地域ぐるみで実施するよう努める』と明記されている。

（第2編・第3章・第7節・3・(6)・イ）

よって、新千里東町の防災委員会（自主防災組織）としては、災害の発生に備えて、定期的に安否確認を実施する必要がある。

2 全戸の安否確認体制を整備することの必要性

豊中市においては、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、社会福祉協議会が実施している安心見守り事業を活用した安否確認の体制を整えている。しかしながら、親千里東町においては、以下の理由により、管理組合や自治会が中心になり組織した「無事ですシール」等を活用した全戸の安否確認体制を整備し、安否確認を行うことが望ましいと考える。

- (1) 新千里東町の住戸は、全て集合住宅である。加えて、その多くは居住者以外が入館することができないオートロック式のマンションであるため、管理人が不在となる夜間においては民生委員等の限られた避難支援等関係者による安否確認は困難が予想されること。
- (2) 一部を除いてエレベータが設置されている6階建て以上の高層の集合住宅であり、地震発生時には揺れや停電のためエレベータが停止している恐れがある。このため、限られた避難支援等関係者による階段を昇り降りしての避難行動要支援者を対象とする安否確認では、体力的に相当な困難が伴うと予想されること。
- (3) 新千里東町の住民の中には、個人情報を取り扱われることに対する警戒感を持つ人が多い。このため、避難支援等関係者を住民から広く募った場合、安否確認の現場でトラブルの発生が予想されること。また、避難支援等関係者を管理組合の理事や自治会の役員を充てる場合、1～2年の輪番制となっているマンションもあり、理事や役員が個人情報を取り扱わなければならないことに対する警戒感があること。
- (4) その一方で、避難支援等関係者の数を増やす場合、管理組合の理事、自治会の役員、シニアクラブの関係者、中学生のボランティア等に頼らざるを得ず、個人情報を取り扱わない方法での安否確認体制の整備が必要であること。
- (5) 新千里東町の集合住宅は、最新の耐震基準を満たした建築物が大多数（URの高層棟とメゾン千里のD3～D6棟が例外）を占めている。このため、大地震の発生時にも、在宅避難で対応できることから、「無事ですシール」等を活用により安否の確認が可能と考えられること。（指定避難所等への避難が必要となる水害や土砂災害の危険性がない。）
- (6) 豊中市地域防災計画の平成30年度改正に伴い、在宅避難者等への食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送などの必要な支援についての努力が新たに記載された。このため、災害発生時に在宅避難者等への支援を円滑に行うためには、

各マンションで組織された体制が整備されていることが必要になると思われること。

3 東町防災訓練での安否確認訓練の目的

- (1) 豊中市地域防災計画において、「地域ぐるみで実施に努める」と記載されている安否確認訓練として実施
- (2) 全戸安否確認体制を整備済みのマンションにおいては、体制が機能しているかを確認するため実施
- (3) 全戸安否確認体制を未整備のマンションにおいては、体制を整備するためのきっかけとする位置付けで実施（3～4年で全マンションに普及することを目指す。）

4 2019年度の防災訓練について

- (1) 日 時 令和元年11月23日（土） 10時～12時30分
（全戸の安否確認は、9時スタートを想定）
- (2) 会 場 東丘小学校の校庭（雨天時は体育館）
- (3) 内 容 今後決定
（災害に対する家庭での備えの啓発を中心に）

(参考 1) 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=336AC0000000223

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条

例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（参考２） 豊中市地域防災計画（平成30年度改正）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/bosai/bousai_kikikanri/keikaku/chii_kibousaikeikaku/H30chiikibou.html

第２編 災害予防計画

第３章 生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備）

第７節 要配慮者支援体制の整備

3 避難行動要支援者対応

（１）避難行動要支援者名簿の作成

ア 名簿に記載する避難行動要支援者 （略）

イ 名簿に記載する個人情報および入手方法 （略）

ウ 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は以下を基本として定める。しかしながら、避難支援にはマンパワー等が必要であり、今後、市民への理解を深め、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保することに努める。

【避難支援等関係者となる者】

小学校を範囲として、組織化・活動している以下の団体とする。

1. 各地区民生・児童委員会

- | |
|---|
| 2. 豊中市社会福祉協議会（校区福祉委員会）
3. 自主防災組織
4. 豊中市地域自治推進条例第7条に基づく、市の認定を受けた地域自治組織
5. 上記のほか、市の認めた団体 |
|---|

エ 避難支援等関係者への名簿の提供 （略）

- (2) 防災についての指導・啓発 （略）
- (3) 情報連絡手段の整備 （略）
- (4) 安全機器の普及促進 （略）
- (5) 避難勧告等の情報伝達体制の確立 （略）
- (6) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援の充実

ア 在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認及び各人の実情に合わせた避難支援を実施する。

イ 避難支援等関係者は、災害時に適切に行動できるよう、より多くの避難行動要支援者の参加のもと、実践的な安否確認訓練や避難誘導訓練などを地域ぐるみで実施するよう努める。

ウ 避難支援等関係者は、平常時の活動を通じて避難行動要支援者の情報の把握に努めるとともに、顔の見える関係を構築するなど、避難行動要支援者が地域にとけ込んでいくことができるように努める。

- (7) 避難支援等関係者への支援 （略）
- (8) 避難支援等関係者の安全確保 （略）

第3編 災害応急対策計画

第1部 地震災害応急対策計画

第3章 初動期の応急活動

第3節 応急避難

第3 指定避難所の開設・運営

5 指定避難所以外の避難者への対応

- (1) 車中泊避難者や指定避難所に滞在することができない在宅避難者など指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。
- (2) 被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

2019東町防災訓練における安否確認訓練
実 施 計 画 （案）

11月23日（土）

- 09時00分 東南海地震が発生（豊中市で震度6弱を観測）
防災行政無線にて、訓練実施を放送（豊中市危機管理室協力）
- 09時10分 豊中市災害対策本部が、豊中市地域防災計画に基づき、
避難行動要支援者について安否確認の実施を指示
- 09時15分 新千里東町地域自治協議会防災委員会が、
全戸対象の安否確認の実施を指示
- ★ 全戸安否確認の体制を整備済みのマンションは、
「無事ですシール」等を活用した全戸安否確認を実施し、
その結果を民生委員に報告
- ★ 全戸安否確認の体制が未整備のマンションは、
民生委員や協力員による避難行動要支援者の安否確認を実施
- 09時45分 安否確認訓練の終了（確認結果の報告）
- 10時00分 東町防災訓練の開始（於：東丘小学校校庭・体育館）
- 12時30分 東町防災訓練の終了
- 12時30分 安否確認訓練の結果の報告（豊中市、協議会）

災害に対するアンケートの実施について
(管理組合／自治会対象、東町住民対象)

2019年7月25日
新千里東町地域自治協議会
防 災 委 員 会

1 管理組合／自治会対象のアンケート調査

(1) 趣旨

各マンションの管理組合又は自治会における災害発生時の対応組織体制や防災資機材の備蓄の状況などを調査することによりその実態を把握し、今後の防災体制の整備の進め方の検討資料を得る。

(2) 調査対象

新千里東町の各マンションの管理組合及び自治会
(管理組合と自治会の両方があるマンションは、両方とも対象とする。)

(3) 調査項目

- ア 災害時の対応マニュアルの整備状況
- イ 災害発生時の対応組織の整備状況 (自治防災組織、防災委員会等)
- ウ 救助のための防災資機材の整備状況
- エ 防災食、保存水、災害用トイレ等の備蓄状況

2 東町住民対象のアンケート調査

(1) 趣旨

新千里東町の住民における住居内の安全確保や災害発生に備えた備蓄の状況などを調査することにより、今後の啓発の進め方や防災訓練の実施内容の検討資料を得る。

(2) 調査対象

新千里東町に居住する住民 (1人／戸)

(3) 調査項目

- ア 防災食、保存水、災害用トイレ等の備蓄状況
- イ 家具の転倒防止対策等の実施状況
- ウ 災害時における家族間の安否確認方法
- エ 防災訓練への参加／不参加とその理由

管理組合／自治会対象のアンケート調査票（修正版）

管理組合／自治会での防災体制の整備状況に関するアンケート



2019年10月

協議会
！ 会

新千里東町地域自治協議会防災委
するため、新千里東町の各マンショ
で、アンケート調査を実施すること
ご多用中のところ誠に恐縮ですが
ます。

なお、回答は、____月____日まで
願います。

また、管理組合と自治会が両方と
とから、それぞれご回答願います。



を検討
につい

願ひし

ようお

自治会

1 回答者について、お尋ねします。

- (1) マンション名 : _____
- (2) 住戸の戸数 : _____戸
- (3) 回答者（該当する番号に○印） : 1 管理組合 、 2 自治会

2 地震時には、住民の安否確認や建物内の閉じ込められた住民の救出、ライフラインが停止した際の給水・給食の実施が必要になる場合があります。

(1) 貴マンションでは、災害発生時に対応するための組織が組織されていますか？（該当する番号に○印）

- 1 自主防災組織が結成されている。 → (2)へ
- 2 マンションの防災委員会が組織されている。 → (2)へ
- 3 マンションの（管理組合・自治会）が対応することになっている。
- 4 組織されていない

(2) 結成されている組織は、管理組合又は自治会のいずれが組織しましたか？

- 1 管理組合
- 2 自治会
- 3 管理組合と自治会が共同で

3 地震発生に伴う住民の救出活動には、様々な資機材が必要になります。

(1) 貴マンションでは、住民救出用の防災資機材を揃えていますか？（該当する番号に○印）

- 1 揃えている → (2)へ
- 2 揃えていない

(2) 防災資機材の購入・管理はどこに行っていますか？（該当する番号に○印）

- 1 管理組合
- 2 自治会
- 3 管理組合と自治会が共同で

- 4 地震発生後にライフラインが途絶することに備えて、非常用の食料や飲料水を備蓄しておくことが重要です。

- 1 備蓄を行っている。 → (2)へ
2 備蓄を行っていない。

- 1 管理組合
- 2 自治会
- 3 管理組合と自治会が共同で

- 1 飲料水
- 2 食料（主食類、おかず類など）
- 3 災害用トイレ（携帯用トイレ）
- 4 衛生用品（トイレットペーパー、ウェットティッシュ、紙オムツなど）
- 5 その他（具体的に

- 1 配付している
- 2 配付していない

- 1 整備している → (3)へ
- 2 整備していない

- 1 防災組織（自主防災組織、防災委員会など）
- 2 管理組合
- 3 自治会
- 4 その他（具体的に

[illegible]

家庭での防災対策に関するアンケート



2019年10月
新千里東町地域自治協議会
防災委員会

新千里東町地域自治協議会防災委員会では、地域内の防災力を向上していくための方策を検討するため、新千里東町にお住いのみなさまを対象に、アンケート調査を実施することにしました。

ご多用中のところ誠に恐縮ですが、アンケート調査にご協力いただきたく、よろしくお願いします。

なお、回答は、___月___日までに各マンション内の回収場所（又は東町会館の地域交流室前のポスト）にご投函くださるようお願いいたします。

1 回答者について、お尋ねします。

(1) お住いのマンション名

(2) お住いの階（該当する番号に○印）

1 1～3階 、 2 4～7階 、 3 8階～

(3) 回答者の年齢（該当する番号に○印）

1 ～19歳 、 2 20～29歳 、 3 30～39歳 、
4 40～49歳 、 5 50～59歳 、 6 60～69歳 、
7 70～79歳 、 8 80歳～



2 災害の発生によりライフライン（電気、水道、ガス、食料品の入荷）が途絶した場合に備えて、自宅での避難生活を送るために必要な物資を、1週間分を目標に備蓄することを、国・大阪府・豊中市では推奨しています。

(1) あなたのご家庭では、避難生活を送るために必要な物資を、備蓄していますか？（該当する番号に○印）

※ 備蓄には、ローリングストック法（普段から多めに購入しておき、使ったときにはその分を買い増す方法）も含まれます。

1 備蓄している → (2)へ 、 2 備蓄していない → (3)へ

(2) どのような物資を備蓄していますか？（該当する番号の全てに○印）

1 飲料水 、 2 食料 、 3 携帯トイレ 、 4 医薬品（常備薬を含む） 、
5 紙オムツ（乳児用・大人用）や生理用品 、 6 カセットコンロ用のガスボンベ 、
7 乾電池 、 8 その他（具体的に_____）

(3) 備蓄していない理由を教えてください。（該当する番号に○印）

1 災害は起こらないと思っているから
2 災害があっても、ライフラインが停まることはないと思っているから
3 災害が発生すれば、直ぐに救援物資が届くと思っているから
4 備蓄が必要なことを知らなかったから
5 家の中に備蓄できるスペースがないから
6 特に理由はない
7 その他（具体的に_____）

3 強い揺れを伴う地震が発生すると、家具の転倒や激しい移動により、大けがをしたり死亡したりすることがあります。

(1) あなたのご家庭では、家具の転倒防止対策をしていますか？（該当する番号に○印）

- 1 転倒防止対策をしている
- 2 居間や寝室等、重要な部屋は転倒防止対策をしている
- 3 転倒防止対策が必要な家具や家電製品はない
- 4 転倒防止対策はしていない → (2)へ

(2) 転倒防止対策をしていない理由を教えてください。（該当する番号に○印）

- 1 家具が転倒することはないと思っているから
- 2 免振マンションなので必要がないと思っているから
- 3 転倒防止対策をするのが面倒だから
- 4 転倒防止の方法を知らないから
- 5 転倒防止のための材料を売っている場所を知らないから
- 6 家具と天井の間の高さに合った転倒防止器具が販売されていないから
- 7 その他（具体的に_____）

4 地震等の災害が発生したときは、離れ離れになっているご家族の安否が気になりますね。

(1) あなたのご家庭では、災害発生時に離れ離れになっているご家族の安否を確認する方法を定めていますか？（該当する番号に○印）

- 1 定めている → (2)へ
- 2 定めていない → (3)へ

(2) どのような確認方法ですか？（該当する番号に○印）

- 1 スマホなどの通信アプリ LINE
- 2 スマホや携帯電話などの電子メールや SMS
- 3 スマホや携帯電話などの通話
- 4 固定電話の通話
- 5 その他（具体的に_____）



(3) 定めていない理由をお聞かせください。（該当する番号に○印）

- 1 安否確認が必要な家族がいない
- 2 使用できる手段がない
- 3 安否確認が必要になる事態が起こるとは思っていない
- 4 その他（具体的に_____）

5 地震により自宅が倒壊するなどにより居住できなくなった場合、避難生活を送る必要があります。

(1) 新千里東町での避難所は、どこに開設されるか知っていますか？

- 1 知っている。（避難所は、_____です。）
- 2 知らない。 → (2)へ

(2) ご存知ない方にお尋ねします。知っておく必要があると思いますか？

- 1 知っておく必要がある。
- 2 耐震基準を満たしているマンションなので、その必要はない。
- 3 自宅が倒壊するような地震は発生することがないと思っているので、その必要はない。
- 4 その他（具体的に_____）

質問は、以上です。ご協力ありがとうございました。